

平成17年度事業計画書

社団法人瀬戸内海環境保全協会

今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、瀬戸内海の環境保全に資するため、次の方針のもと積極的に事業を展開することとしている。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への支援をする。

平成17年度においては、これらの方針を踏まえながら、協会が果たすべき役割を明確にし、環境省の指導のもと、瀬戸内海環境保全知事・市長会議をはじめ瀬戸内海の各主体と有機的連携を図り、①連携と参加によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

I 一般事項

1. 会議等の開催

(1) 通常総会

- ・ 時期：平成17年5月25日
- ・ 内容：平成16年度事業報告及び収支決算、平成17年度事業計画及び収支予算等の審議

(2) 理事会

- ・ 時期：年3回（平成17年5月、平成17年12月、平成18年3月）
- ・ 内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(3) 専門委員会等

① 企画委員会

年4回

平成17年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策の検討及び平成18年度事業の検討・企画を行う。

② 調査委員会

年1回

調査事業の推進にあたって企画調整を行う。

③ 編集委員会

年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、内容の検討を行う。

④賛助会員事業部会

年2回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4)参事・事務局長並びに担当課長会議

年1回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、協会事業の企画・検討のための意見交換を図る。

2. 専門委員の委嘱

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

II 事業

1. 普及活動及び活動支援事業

(1)平成17年度(第33回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開 (17.6.1～6.30)

平成16年度に公募し、選定された最優秀作品を平成17年度瀬戸内海環境保全月間ポスターとして作成、関係機関に配付し、瀬戸内海環境保全月間に掲出する。

(2)平成18年度瀬戸内海環境保全月間ポスターの公募

18年度瀬戸内海環境保全月間に向けて、環境省、瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携してポスターの原画を募集する。

(3)瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の実施

平成17年度の瀬戸内海環境保全普及活動推進事業を次により実施する。

①事業の推進方針

地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全への理解と活動への参加の推進を図るための事業を展開する。

②事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全セミナーの実施

環境保全活動を推進するため、環境保全意識の高揚及び人材育成、情報発信等を目的として瀬戸内海環境保全セミナーを開催する。

・テーマ：未定

・対象：行政、関係団体、環境NGO/NPO、一般住民

・場所：2ヶ所(近畿ブロック、中国ブロック)

イ 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施

瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム(協会会員団体職員を対象にした研修会)を次の内容で行う。

- ・場 所：未 定
- ・時 期：7月から9月の間の3日間
- ・対 象：協会会員団体所属の瀬戸内海環境保全担当者
- ・定 員：20名程度
- ・内 容：講義及び現地研修・討議

ウ 地区別普及活動推進事業の実施

瀬戸内海沿岸域自治体が主体となって地区別に学校等と協力し、環境教育・環境学習の観点から、子ども達（小・中学生）が実地に自然を観察しながら海辺や水辺の自然について理解を深めることができるよう、次の体験的学習を実施する。併せて、協会直轄事業として海辺の観察事業等を実施する。

- ・海辺、水辺教室等の実施
- ・子どもたちを対象とした体験的学習等の実施
- ・自然観察会等の実施
- ・ボランティア等の人材育成事業の実施

エ 瀬戸内海環境保全活動テキストの配布

瀬戸内海環境保全活動テキスト「瀬戸内海とわたしたちー森～川～海から人・くらし・いきものを考えようー」を印刷（毎年改訂）・配布し普及啓発を行う。

(4)瀬戸内海の環境保全に関する各団体合同研修会の開催

瀬戸内海の環境保全に関する環境衛生団体等との合同研修会を開催する。

(5)瀬戸内海の環境保全に関する賛助会員等研修会の開催

賛助会員事業部会等において、正会員他各団体との連携を視野においた研修会を企画し開催する。

(6)瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開

沿岸域住民の瀬戸内海に対する理解や関心を深め、自主的な取り組みを推進するための契機となるよう平成11年度から実施しているスナメリ発見情報プロジェクトを引き続き展開するとともに、公募したスナメリのマスコットイラスト及び愛称「ほのぼのん」を広く活用し、瀬戸内海の環境保全活動を行う。

(7) (社) 瀬戸内海環境保全協会設立30周年記念事業の検討（新）

平成18年度が、当協会設立30周年の節目の年に当たることから、これを記念し各種行事を企画・運営するための実行委員会（企画委員会を中心に）を立ち上げ、30周年記念行事の内容について検討する。

(8)その他

- ①環境イベントへの参加

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

②会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業への後援・協力

③環境NGO/NPOとの連携・支援

瀬戸内海における自然環境等の保全に努める環境NGO/NPOとの連携・支援を行う。

2. 指導・助成

各種環境保全活動事業に対する助成

中核市、漁業団体、環境衛生団体が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。

3. 情報収集・発信事業

(1)瀬戸内海研究・環境等情報ネットワークシステム（「せとうちネット」）の管理・運営

瀬戸内海に関する水質等環境情報や社会経済、文化・歴史等情報、各種調査研究成果等多様な情報の提供を目的として平成10年度に構築した「せとうちネット」の的確な管理・運営に努めるとともに、環境省の委託等により情報、データの追加・更新を行う。このことにより効率的な研究の実施、研究のレベルアップ、総合的な知見を必要とする共同研究の推進、環境保全活動に不可欠な住民参加の促進に寄与する。

(2)総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を次のとおり発行する。

・発行回数：年4回

・配布先：会員団体、賛助会員、年間購読者等

(3)資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成17年度版ー」の発行及び配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成17年度版ー」を発行配布する。

(4)協会ホームページの充実

当協会の活動紹介及び環境情報等の発信に努める。

4. 調査・研究事業

(1)瀬戸内海環境情報基本調査（環境省より受託）

瀬戸内海の環境の状態を継続的に把握し、環境保全に係る諸施策の効果を検証することにより今後一層実効的な施策の検討、推進に資するため、これまで概ね10年を周期として実施してきた基本調査を実施する。

①底質・底生生物調査（継）（平成13年度～）

昨年度に底質・底生生物を実施した関係水域（安芸灘・周防灘）に係る解析調査及び文献調査を実施するとともに、平成13～16年度の実態調査を受けて、平成17年度は総合解析を行う。

調査項目：解析調査・文献調査（安芸灘・周防灘）及び総合解析調査

②サンプルバンク活用調査（予備調査）（新）（平成17年度～）

昭和56（1981）年以来、上記瀬戸内海環境情報基本調査で採取され、各公害研究機関で分担・保管されている表層試料及びコア試料（サンプルバンク試料）を活用し、これらの試料を分析することにより、瀬戸内海における底質環境の変遷と環境対策の検証等を行う。平成17年度は、大阪湾、燧灘を対象に予備的な調査として実施する。

調査項目：底質中の窒素及び炭素安定同位体比と腐植物質組成調査

底質中の生物遺骸を利用した生物生息環境の変遷調査

コア試料中の堆積年代の計測

(2)海岸漂着ごみクリーンアップ作戦受託事業（継）（兵庫県より受託 平成15年度～）

海に囲まれた淡路地域においては、海岸の環境保全、美観維持を推進する上で海岸漂着ごみ処理対策が地域の重要な課題となっている。

兵庫県では、美しさ溢れる環境立島「公園島淡路」の実現を目指すため、住民の参画と協働のもとにボランティアを中心とした「淡路島里海保全隊」を組織し、海岸漂着ごみの回収活動や調査の実施、海岸漂着ごみの防止対策の展開を図るなど、「海岸漂着ごみクリーンアップ作戦」事業を進めている。

本事業のうち、リセットクリーンアップ事業（住民の参加、協力のもと海岸に漂着している人工ごみ等を一度リセット、回収ごみの調査）、海岸漂着ごみモニタリング調査（リセットした海岸において、一定期間にわたって漂着ごみの組成等の調査）等を行う。

5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。

(1)瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

(2)「瀬戸内海研究フォーラムin奈良」の開催等に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が開催する「瀬戸内海研究フォーラムin奈良」の開催（平成17年9月8～9日）等に対し、支援・協力を行う。

6. 国際的な活動への参加と協力

(財)国際エメックスセンターが行う国際的な活動に対し、積極的に参加、協力を行う。

7. その他関連事業

(1) 国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

(2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。